

様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
人材派遣業	株式会社プラス・ワン	神奈川県相模原市中央区相模原2-3-16山崎ビルA棟401号室 (042-758-4229)		202人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
202人 (人)	対象期間1年 令和5年1月1日～	(別紙)	40時間 分	令和5年1月1日 から 令和5年12月31日
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	8時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	48時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数		2週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数		2週	特定期間中の最も長い連続労働日数	6日間

旧協定の対象期間	令和4年1月1日から 令和4年12月31日	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	8時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	48時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	244日

協定の成立年月日 令和4年 12月 9日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 ~~一般職~~
氏名 鈴木 清太
)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(立候補 信任投票

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

令和4年 12月 12日

相模原 労働基準監督署長殿

使用者 職名 株式会社 プラス・ワン
氏名 代表取締役 鈴木 弘隆



記載心得

- 1 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 4 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 5 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 6 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。